入　札　説　明　書

秋田県産業労働部産業集積課長

この入札説明書は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号)、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。)、秋田県財務規則（昭和３９年秋田県規則第４号。以下「財務規則」という。）等に基づき秋田県が行う入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

１　入札に付する事項

（１）　契約の名称

公用自動車賃貸借契約（１，５００ｃｃクラス　２台）

（２）　賃貸借品名及びリース予定数量

小型乗用自動車　２台

（３）　賃貸借車両の仕様等

仕様書による。

（４）　契約期間

仕様書による。

（５）　納入場所

秋田県庁内

２　入札に参加する者に必要な資格

（１）　地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しないこと。

（２）　秋田県暴力団排除条例第６条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係がある者に該当しないこと。

（３）　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

（４）　秋田県税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業者を除く。）であること。

（５）　秋田県内に本社又は支店等のいずれかを有していること。

（６）　当該契約に係る必要書類等を提出していること。

３　申請書等の提出について

入札に参加しようとする者は、次のとおり書類等を持参または郵送により提出すること。

（１）　提出書類等

①　入札参加申請書

②　秋田県内の本社又は支店等に関する書類（履歴事項全部証明書等）

③　納入物品明細書

（２）　提出期間

令和８年 11 月 12 日（木）から令和８年 11 月 25 日（水）まで（必着）。ただし、秋田県の休日を定める条例第１条第１項に規定する県の休日を除く。

（３）　提出時間

午前９時から午後５時まで

（４）　提出場所

秋田県秋田市山王三丁目１－１

秋田県産業労働部産業集積課　立地支援チーム

（電話番号　０１８－８６０－２２５０）

（５）　提出部数　１部

４　参加資格者への通知について

入札参加申請書を提出した者に対し、令和８年 12 月４日（金）までに、参加資格の有無を電子メールにより通知する。

５　入札執行の日時及び場所

令和８年 12 月９日（水）午前１０時

秋田県庁第二庁舎３階　３１会議室

６　入札保証金及び契約保証金

（１）　入札保証金

入札者は、見積もった入札金額８４ヶ月分の１００分の５以上の金額を、開札までに納付しなければならない。ただし、財務規則第１６０条第２項に定める担保（銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払出証書、郵便貯金銀行の発行する為替証書）の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。なお、入札保証金は入札開始の前までに、産業集積課立地支援チームへ手続きを行うこと。還付は、落札者に対しては当該契約の締結後に、その他は入札終了後直ちに行う。

（２）契約保証金

落札者は、見積もった入札金額８４ヶ月分の１００分の１０以上の金額を、契約締結までに納付しなければならない。ただし、財務規則第１７７条第２項に定める担保（銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払出証書、郵便貯金銀行の発行する為替証書）の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

（３）　入札保証金、契約保証金の納付を免除される者

ア　入札保証金については、次のいずれかの書類を申請書類等と同時に提出し、審査の結果免除を認められた者。

①　県を被保険者とする入札保証保険契約書。

②　過去２年の間に国又は地方公共団体と当該契約若しくはこれに相当する契約を２回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した証（契約書及び支払通知書の写し等）。

③　施行令第１６７条の５第１項の規定により知事が定めた資格を有する者であると証する書類（競争入札参加資格決定通知書等の写し）。

イ　契約保証金については、県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、免除が適当と認められた者、又は、上記②の書類審査の結果、入札保証金の免除が適当と認められた者。

ウ　審査資料等提出場所

秋田県産業労働部産業集積課立地支援チーム

７　開札の方法

（１）　開札は、原則として入札者又はその代理人の出席のもと行うものとする。なお、代理人が入札を行う場合は、委任状を提出すること。

（２）　落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者のくじ引きにより落札者を決定する。

（３）　開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再入札を行う。

（４）　入札は２回までとし、２回目の入札を終えても落札者がいない場合は、入札価格が最も低い者と随意契約の交渉を行うことがある。

（５）　入札者が１者でも入札を執行する。

８　落札者について

（１）　落札者は、次の書類を契約担当者が指定する日までに提出すること。

①　秋田県の県税について滞納がないことを証する書面

②　社会保険料に滞納がないことを証する書面

（２）　上記２つが確認できない場合及び秋田県暴力団排除条例に該当した場合は、先に提出された入札参加申請書に虚偽の記載があったとみなして、落札を取り消す場合があるものとする。

（３）　前項により落札を取り消した場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうちから、入札価格が当該落札者の次に低い者（該当する者が２者以上である場合は、第７（２）の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札者がくじにより決定された者である場合は、当該くじの次順位者とする。）を落札者とする。

９　入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

（１）　入札に参加する資格がない者のした入札。

ア　委任状を持参しない代理人のした入札。

イ　入札公告に定めた資格のない者のした入札。

（２）　入札保証金を納付しない者（免除された者を除く）又はその金額に不足がある者のした入札。

（３）　同一の入札について２以上の入札をした者の入札。

（４）　同一の入札について２人以上の入札者の代理人となった者の入札。

（５）　談合その他不正な行為によって行われたと認められる入札。

（６）　入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札。

（７）　記名押印を欠く入札。

（８）　前各号に定めるほか、指示した条件に違反すると認められる入札。

10　契約の方法

落札者の入札書に記載された金額に、当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって月の契約金額とする。

11　その他

（１）　提出された入札参加申請書等は返却しない。

（２）　次の各号に該当する場合は入札に参加しないものと見なす。

ア　入札保証金の納付手続き又はその免除を受ける手続きがなされない場合。

イ　期限内に納入物品明細書等の確認書類を提出しなかった場合。

（３）　仕様書等について疑義がある場合は、令和８年 11 月 19 日（木）午後５時

までに秋田県産業労働部産業集積課立地支援チームまで、書面又はＰＤＦファイル等の電磁的記録を添付した電子メールにより提出すること。

質問に対する回答は、令和８年 11 月 24 日（火）までに、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」内の、本入札に係るページに掲載する。

（４）　この契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削減があった場合には、この契約を解除することができる。この場合に、落札者は解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

11　問い合わせ先

照会及び回答は、原則として書面又はＰＤＦファイル等の電磁的記録を添付した電子メールによる。

秋田県産業労働部産業集積課立地支援チーム

（電　話　　０１８－８６０－２２５０）

（ＦＡＸ　　０１８－８６０－３８８７）

（メールアドレス　Yuuchi@pref.akita.lg.jp）